

近江国余呉荘における土地制度

—「全長寺文書」を中心に—

高木純一

人間文化学部地域文化学科

はじめに

近江国全長寺は長浜市余呉町池原に所在する曹洞宗寺院である。同寺に伝来した「全長寺文書」は全50点と多くはないが*1、売券類を中心に大半が戦国～近世初期の文書で占められている。最も古いものが文亀2(1502)年、最も新しいものが天明8(1788)年である。これまで同寺の所在する余呉荘の土地制度を分析する際になどに若干利用されてきたものの、詳細な検討はなされていない。

全長寺は戦国期以来、7kmほど北に所在した桂照院(現在は廃寺)の住持を兼帯してきた。そのため、「全長寺文書」には「桂照院文書」と呼ぶべき文書が相当数含まれている。これを整理分類することで両者の比較検討が可能となり、余呉荘を中心とする江北地域の土地制度や支配体制に関する新たな知見を加えることができる。周知の通り、当該地域は太閤検地に象徴される豊臣政権の土地政策の淵源であり、その前提となる中世的状況の解明は重要であろう。

第1章 全長寺・桂照院と「全長寺文書」

第1節 全長寺と桂照院の歴史

全長寺・桂照院に関しては、自治体史でもほとんどふれられていない*2。強いて言えば、余呉町教育委員会編『余呉三山』が先行研究と呼ぶべきものとしてあるにすぎない*3。以下本節では検討の前提として、『余呉三山』の既述に適宜検証を加えながら、両寺の歴史を概観したい。

同書によれば、全長寺の前身は余呉町新堂に存在した全長坊(阿弥陀堂)で、文明元(1469)年に開山全長によって浄土宗から禅宗に改宗したとされる。典拠は示されていないが、寛政3(1791)年に全長寺10世泰蟠道龍によって作成された「当時歴代伝記」*4の「定テヨリ禅宗ニ当年迄三百二十三年也」という既述に基づくものと思われる。このことを明証する中世史料はない。「全長寺文書」最古の文書は、文亀2(1502)年の「僧全長」による売券であり*5、少なくともこの時点で全長なる僧侶がいたことは確かであるが、それ以上のことは知り得ない。

全長は大永6(1526)年の死去とされるが、これも同じく泰蟠が天明8(1788)年に作成した「諸祖尊牌御改ニ付指上申書付之事」に依拠したものと思われる。これは本寺洞寿院の照会に応じて全長寺歴代の位牌とそこに記された遷化の年月日を報告したもので、全長は「大永六年二月二八日円寂」とある。しかし、同年同日付で「中かわの又二郎」が麻島二百文分を「新道ノ全長」に売り渡している売券が残されており、なお疑いが残る*6。

全長は死を前にして、桂照院二世願正全養に全長坊とその所領を譲ったという(前述「当時歴代伝記」)。桂照院は余呉町椿坂の土豪であった鈴木氏の菩提寺で、四代重国が大和国慶田寺4世見龍雲仲を招いて創建したとされる。これは鈴木氏の系図に基づくと思われるが*7、当該系図はいわゆる「椿井文書」の影響が指摘されており*8、確かな根拠とは言いがたい。雲仲が招請された理由に関しても、『余呉三山』では、椿坂が大和国にルーツを持つ椿井氏によって拓かれた土地であるという「椿井文書」の情報に基づいて、当地と大和国との何らかの関係を想定しているが、従うことはできない。なお、桂照院の創建年代は不明であるが、『余呉三山』は史料の残存状況から大永年間末～享禄年間と推定している。

さて、雲仲が永禄5(1562)年に全養に桂照院を譲与したことは、つぎの雲仲譲状から明らかである。

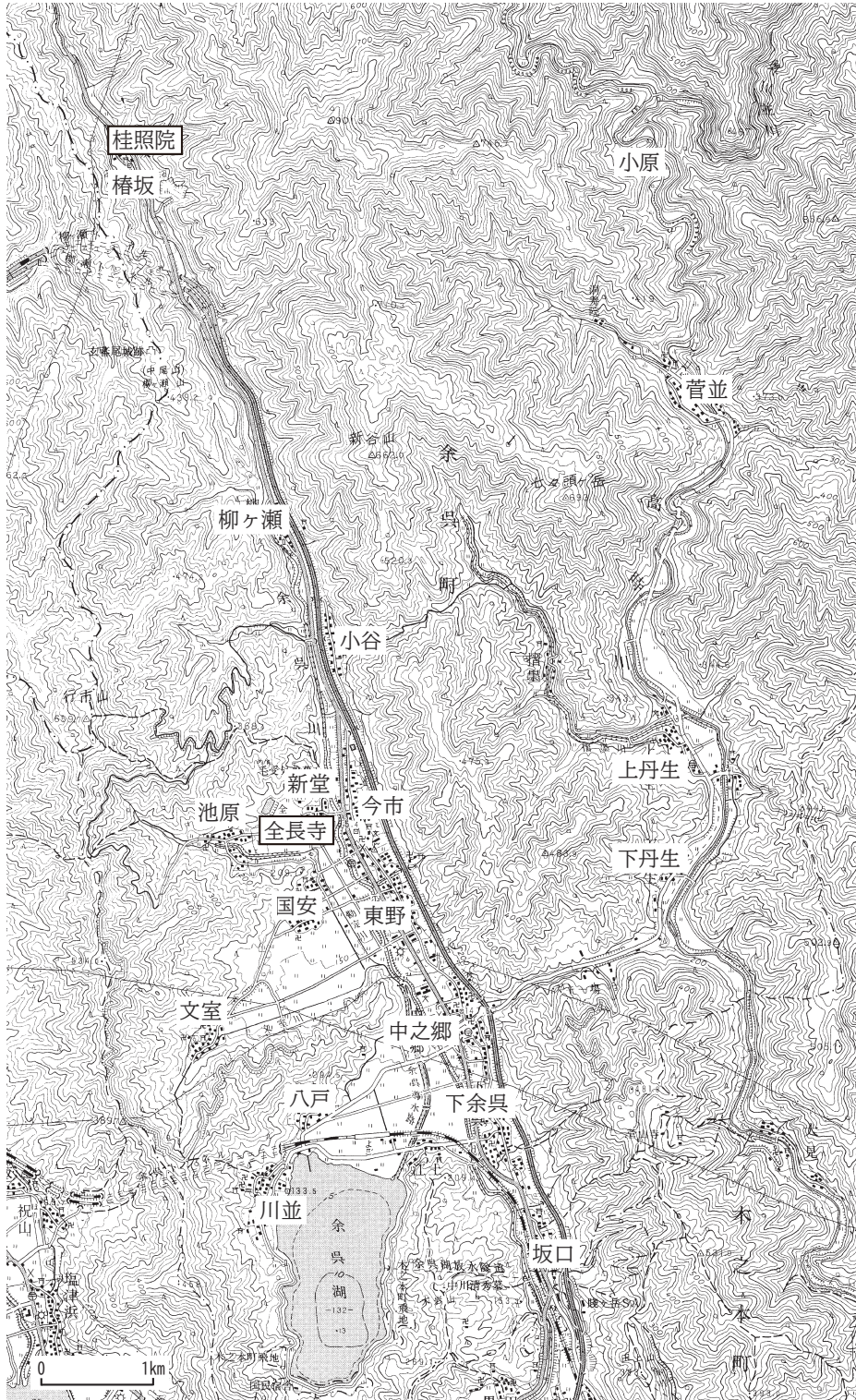
〔史料1〕雲仲桂照庵譲状

桂照庵之儀、於後々末代ニ全養藏主ニ譲渡申事、実正明白也、若違乱煩申輩有間敷、為レ其証文状如レ件

永禄五年^癸霜月廿六日 雲仲(花押)

全養藏主^い

とくに説明を要しないであろうが、同日付でつぎの〔史料2〕が発給されていることは注目される。



近江国余呉荘関係地図 (国土地理院 1 : 50000 地形図を元に著者作成)

〔史料2〕雲仲十輪庵領讓状(以下、史料中の丸数字・下線は筆者による)

①今度就^(著カ)本寺之儀、馳走被^レ候上^尤、十輪庵新買得^レ箸中領内一反^{アサナイケシリ}・岩田領之内一反^{字ヨセマチ田}・一反^{字カラ}・屋敷七反切・大田半^作、②此分全養蔵主ニ為^ニ普蔵院^ニ讓渡申候、③於^レ然者重而本寺之儀、十輪庵と桂昭庵と從^ニ兩寺^一現錢卅貫文宛出合申^圖、涯分馳走申、本寺勤可^レ申候、若於^ニ無沙汰^一者、子孫にて有間敷候、仍而証文状如^レ件
永禄五年^庚霜月廿六日 雲仲(花押)
全養蔵主^{まい}

これについて『余呉三山』は、本文中の「本寺」を全長寺と理解し、「十輪庵」領と桂照院領をもって全長寺を曹洞宗寺院として再建するよう命じたものとするが、この解釈には疑問がある。

内容を見ると、「本寺之儀」について全長が貢献したことに対する見返りとして(傍線①)、新買得の十輪庵領を普蔵院のために全養蔵主に譲渡するという(傍線②)。よって今後の「本寺之儀」については、十輪庵・桂照院の両寺から30貫文を出し合っ

て、本寺の勤めを果たすように(傍線③)、とある。普蔵院とは能登国に所在した曹洞宗本山総持寺の塔頭で、総持寺住職を輪番で輩出する「五院」のひとつである。「太原派」の派祖太原宗真の創建で、雲仲および全養はこの流れに属する。

30貫文を両寺で出し合うという「本寺之儀」については、広瀬良弘が分析を加えた同じ太原派の越前国竜沢寺の事例が参考になる*9。同寺では応永23(1416)年、開山の梅山開本が、弟子による5年交代での輪住を命じる置文を残している。同寺は土豪小布施氏から寄進された同国榎富中荘代官職が主な経済基盤であったが、この置文には「若為^ニ困窮^一者、自^ニ中荘^一三十貫文可^レ出^ニ普蔵院^一略^レ之、当寺為^ニ本寺^一可^レ住者也」とあり、もし困窮した場合には普蔵院に納めるべき30貫文を略し、以後は竜沢寺を「本寺」とするようにとの指示がある。ここから、竜沢寺の本来の「本寺」とは普蔵院であり、30貫文は太原派の末寺が本寺たる普蔵院に納める末寺役であったと考えることができるだろう。

このことをふまえると、雲仲が全養に捻出を求めた30貫文も同様に、普蔵院に納めるべき末寺役であったと考えられ、これこそが「本寺之儀」であろう。

なお、全養に譲られた十輪庵については、文中の「箸中領」「岩田領」といった地名が手がかりになる。すなわち雲仲が4世を務めた奈良慶田寺(桜井市)の近隣には、興福寺領「箸中庄」、それに隣接する「岩田庄」が確認できる(『日本歴史地名大系』)。よって十輪庵領は近江国ではなく大和国に所在したものであろう。十輪庵領からの取収が実現したかどうかは不明である。

以上の検討をふまえると、[史料2]をもって雲仲が全養に対し全長寺の曹洞宗寺院化を命じたとは評価できない。傍線①にあるように、おそらくはこの時全養が末寺役の納入に協力したことの見返りとして十輪庵領を譲りし、それをも元手として今後も末寺役納入を継続するよう求めたものと解釈すべきであろう。そもそも全養の名は「全」の字を共有する全長との師弟関係の先行を示唆するものであり、全養が雲仲の弟子となったのは、[史料2]をさほど遡らない可能性も考えられよう。

なお、先にもふれた「諸祖尊牌御改ニ付指上申書付之事」によれば、雲仲は二年後の永禄七年に遷化したという。

いずれにしても、こうして全長寺・桂照院は全養のもとに一本化され、慶長5(1600)年の死去まで全養による経営が行われた(前述「諸祖尊牌御改ニ付指上申書付之事」)。この兼務体制はその後も近世を通じて維持される。とくに全長寺に関しては“村の寺”としての本格的な展開は近世以降のことと思われるが、これについては別途検討を要するため、本稿では割愛する。

以上をふまえ、次節では両寺による土地集積の様相を検討する。

第2節 全長寺・桂照院の土地集積

「全長寺文書」のうち、売券・寄進状などの売券類は計34通に及び、過半数を占める。そしてそれらは桂照院関係・全長寺関係にほぼ二分することができる。まず売券類の分類を行い、それをもとに比較分析を行う。

桂照院関係と見なすことができるのは計14通である([表1])。内訳を見ておくと、本文中や宛所に「桂照院」「慶正庵」「桂昭庵」などとあるものが六通(No.8~11・13・14)、桂照院開山見龍雲仲に宛てられたものが2通ある(No.5・6)。さらに、本文中や宛所には買主が明記されていないが、端裏書

[表1] 桂照院関係の売券・寄進状

No.	分類	年月日	売主・寄進主	受給者	地目	地積	売値	所在地・地名	端裏書	典拠
1	売券	永正16(1519)/2/18	つはきさか弥三郎大夫之あま分	おこの三郎	あさ畠	1所	1貫文		永代売券 桂昭庵	42
2	売券	大永8(1528)/3/12	介大夫		田	1所		孫衛門分廿八分一 かうせたにかうし谷口	桂昭庵 かうせたに下ち	11
3	売券	天文2(1533)/11/13	ひこ二郎		田	3所 (3せまち/田1所)	枘上3石5斗	かうせ谷 井ノ下	桂昭庵	12
4	売券	天文2(1533)/12/27	二郎大夫		山	1所	1貫200文	かつつ谷	桂昭庵	13
5	寄進状	天文3(1534)/9/23	樺坂三郎右衛門	(雲仲)	畠	1所		樺坂堂之洞 すきの上	桂昌庵 三郎衛門寄進状 堂のほら	14
6	寄進状	天文5(1536)/5/3	樺坂之介右衛門	(仲書記之御方)	山畠 (茶園畠)	少		樺坂村 大堂のほら 介右衛門之持分	桂昭庵 おうたうのほらの畠 介右衛門寄進	15
7	売券	天文10(1541)/10/19	平三郎		畠	少	150文	きやう当(堂) 杉森 柿之木	桂昭庵	16
8	売券	天文18(1549)/8/吉日	洞鞠	桂昭庵	山	1所	500文			17
9	売券	天文19(1550)/11/21	孫四郎/同又次郎	桂昭庵	田 あさ畠	1所 (8斗/2斗)	5貫500文	こうし谷之口 藤大夫分 藤三郎持分 弥太郎分		18
10	寄進状	永祿2(1559)/2/21	樺坂住人太郎三郎	桂昭庵	畠	1所		かつらの谷		21
11	寄進状	永祿5(1562)/8/8	樺坂村孫三郎・源道士	桂昭庵	畠	少		桂昭庵之居屋敷	桂昭庵寄進 孫三郎	22
12	売券	永祿9(1566)/12/29	樺坂彦四郎	全養御長老様	山	1所	300文	南平山 桂谷	桂谷之売券 彦四郎	26
13	寄進状	永祿11(1568)/6/1	高名又次郎	樺坂桂照院	田	1所 2せまち		樺坂 林之下 たてつか 山本 北河原	桂照院きしん	29
14	寄進状	永祿11(1568)/8/18	孫左衛門尉	慶正庵	田	1せまち		岡ノ下		28

*「典拠」は余呉町誌所収「全長寺文書」の史料番号。
*「受給者」の()は、宛所ではなく本文中に受給者として現れているもの。

[表2] 全長寺関係の売券・寄進状

No.	分類	年月日	売主・寄進主	受給者	地目	地積	売値	所在地・地名	年貢	典拠
1	売券	文亀2(1502)/6/1	久昌庵梵口	(全長僧)	畠山	半	1石	貞吉名十分一 新堂六日堂		1
2	売券	永正10(1513)/正月/27	片岡郷北池介太郎	(新道之善招坊)	畠	200文	1石	友貞名 新堂		7
3	売券	永正13(1516)/11/20	片岡郷北池介太郎	(新道善招坊)	田 畠	36分1 (田半/畠半/畠 小/河原大)	2石7斗4升5合	友貞名/山神/清水 口/しんたう(新道- 新堂)/大ひ谷口/し んたう野上北		3
4	宛行状	永正17(1520)/3/16	惣政所東蔵春将	全長房 (新堂村僧全長)		48分1		吉清名四十八分一 片岡郷/新堂村 南堂/修理田	公方年貢1石2斗 4升5合 本年貢6斗2升	8
5	売券	大永4(1524)/10/17	中河藤大夫	(新道ノ全長)	田	小	1石1斗	守つね名 よこつか		9
6	売券	大永6(1526)/2/28	中かわの又二郎	(新道ノ全長)	あさ畠	200文	1貫124文	御給名内州二分一 そしうしやくのみそ		10
7	売券	天文8(1539)/12/13	全養	(田中源衛門殿方)	田	小	2貫750文	友貞名州六分一 正水口		4
8	売券	永祿12(1569)/3/13	新道すずき藤兵衛吉口	全養御長老様	田	小	2石3斗	貞吉名五十四分一 ノキリ/ホラ ウシクビ新堂	公方年貢1斗	41
9	売券	文祿2(1593)/3/12	今市村九郎左衛門行吉	(新堂村全長寺様)	田	1畝27歩	1石	新堂南道 ぶくてん	公方年貢2斗6升 6合	33
10	寄進状	文祿2(1593)/12/13	大音助左衛門	全養御長老様	田	1畝6歩	3石 (売寄進)	友貞名十四分一 新堂村井之明神		34
11	売券	文祿4(1595)/12/9	今市九郎左衛門	新道村全養御長老様	田	1反 (8畝12歩/1畝 18歩)	4石	吉清名 新堂木下 今市	公方年貢1石4斗	35
12	売券	文祿5(1596)/11/23	東村源兵衛	新道全養御長老様	田	60歩	6斗5升	国友名 新堂之南堂	公方年貢3斗3升	5
13	寄進状	慶長7(1602)/3/吉日	東野村・池原村・国安 村・天神前村・今市村・ 新道村惣百姓中	(全長寺)	屋敷地	50間四方		屋敷 片岡之杉森 大澤東堤		37
14	寄進状	寛永12(1635)/10/10	吉田半左衛門尉	ようかく様	田	1度(反)		あかたに		6

*「典拠」は余呉町誌所収「全長寺文書」の史料番号。
*「受給者」の()は、宛所ではなく本文中に受給者として現れているもの。

に「桂昭庵」とあることなどから、その蓋然性が高いものが5通ある(No.1～4・7)。これに対して、後述の全長寺関係の売券類には、ほとんど端裏書がなく、そのため[表2]では立項していない。おそらくこの端裏書は、全養が桂照院とともにその証書類を受け継ぎ、その際にもともと保有・管理していた狭義の「全長寺文書」との混同を避けるために付したものでないかと推察される。「全長寺文書」に桂照院関係の土地・文書目録が複数見られるのも*10、これと関係しているのであろう。

このほかNo.12は、宛所には「全長寺御長老様」とあり、一見全長寺関係と思われるが、売却地は椿坂村に比定できる「桂谷」であり(後述)、売主も「椿坂彦四郎」である。さらに「全長寺文書」に含まれる桂昌院宛寄進状の注文*11に書き上げられていることから、兼帯する桂照院住持として購入したものと推定してここに含めた。また、No.1・2は、直接的には桂照院とは無関係であるが、いずれも端裏書に「桂昭庵」とあることから、桂照院集積地のいずれかの手継証文と判断し、これに含めた。

つぎに、全長寺関係も計14通である([表2])。まず、「全長」「全長寺」などあるものが5通(No.1・5・6・9・13)、「全養御長老様」宛てのものが4通(No.8・10～12)ある。さらに「新道之善招坊」(No.2)、「新道善招房」(No.3)宛があるが、これについては、後者の裏書がNo.7であり、善招坊が購入した土地の一部が、全養によって「田中源衛門殿方」に売り渡されていることが注目される。善招坊が集積した土地は、その後全長寺住持が差配可能な土地だったわけであり、手継文書として入手したか、あるいは善招坊が全長寺の関係者であった可能性が高い。よって全長寺関係に含めた。

このほか、No.14は宛名は「ようかく様」と読めるが、本文中には「養達和尚」に寄進するとあり、全長寺三養達通山に対する寄進であることがわかる。売券類の終見になる。No.4は余呉荘惣政所による宛行状で、逐電した百姓の未進年貢を肩代わりした見返りとして、全長坊に対し分割された名が宛行われている。これまで「全長寺文書」で最も引用されてきた文書である*12。売券・寄進状ではないがこれも含めた。

以上のほかに、売券類としては円通庵宛の寄進状三通が残されている*13。天神前村に所在した同庵は近世には全長寺の末寺となっており、そうした関

係から流入したものかと思われる。

どちらとも判断しがたいものが若干残るものの、[表1][表2]で合計28通、「全長寺文書」の過半数を占めており、全長寺・桂照院の土地集積文書が同文書群の主要部を構成していると評価することができる。

以上の分類をもとに両者の比較分析を進めたい。まず注目したいのは、集積されている土地の所在地である。

[表1]では、桂照院が所在する椿坂村の土地であることがわかるものが4件ある(No.5・6・11・13)。さらに、売主・寄進主が椿坂村の住人であることがわかるものが5件ある(No.1・5・6・10～12)。両者はほぼ重複しているが、このうちNo.10・12の在坪「かつらの谷」「桂谷」は、椿坂の小分け地名に確認できる*14。一方で明確に椿坂以外の住人であることがわかる例は皆無である。したがって、基本的には、桂照院は同寺が所在する椿坂村の土地を集積していたと評価できるだろう。また、売主・寄進主も椿坂村の住人が中心であった。

つぎに[表2]であるが、大半が全長寺の所在する新堂(新道)村の土地であることがわかる(No.1～4・8～12)。一方、売主・寄進主については、新堂村住人とわかるのはNo.8のみであり、北池＝池原村(No.2・3)、中河＝国安村(No.5・6)、今市村(No.9・11)など、周辺村落の住民が多い*15。桂照院とは異なり村外の人物からの取得が中心であり、現象としては、村外者のもとにあった新堂村の土地が、村内寺院によって集積されているということになる。

以上のように、桂照院・全長寺はそれぞれ所在地の椿坂・新堂周辺で土地集積を進めていたことが指摘できる。

これをふまえてつぎに注目したいのは、在坪にみられる名の記載である。[表2]では友貞名(No.2・3・7・10)、貞吉名(No.1・8)、吉清名(No.4・11)、守つね名(No.5)、御給名(No.6)、国友名(No.12)など多数の名が確認できる。これに対して、[表1]では名の記載は皆無である。さらに、全長寺関係の売券類では、「公方年貢ハ壺石四斗なり」*16といったような当該耕地の年貢納入義務に関する注記を伴う点に特徴がある([表2]No.4・8・9・11・12)。こうした注記もまた桂照院関係の売券類には一切見られず、したがって[表1]では立項し

ていない。

このような対照的なあり方は、ここで明らかにした両寺による土地集積の対象地域の違いに起因しているものと推測される。章を改めてこの点について検討を加えたい。

第2章 余呉荘の名編成

第1節 余呉荘の土地制度／支配体制

まずは前提となる余呉荘の土地制度を確認しよう。同荘内中郷の土豪である東野氏の経営基盤を分析した牧原成征によれば、余呉荘の土地制度はつぎのようにまとめられる^{*17}。余呉荘はほぼ現在の長浜市余呉町に相当する広大な荘園で、二つの谷筋から構成されている(地図)。すなわち、①同荘東部、高時川沿いの「丹生郷」、②同荘西部、余呉川沿いの「上郷(片岡郷)」、(近世東野村・文室村以北)・「中郷」(近世中之郷村)・「下郷(下余呉郷)」(近世坂口・下余呉・川並・八戸村)である。単独で近世村となった「中郷」を除いて、それぞれ複数の近世村が含まれる「郷」に区分されており、名編成や年貢収納の単位であった。

宮島敬一はこのうち丹生郷について、年貢額にして20～25石ほどの均等な名から構成され、名毎の耕地は郷内に入り組んで散在していたこと、さらにこの名は「〇〇名〇分一」などとして分割売買されていたことを明らかにしている^{*18}。これを受けて牧原も前述の論考において、上郷でも同様の実態が確認できるとしている。以上のように、広大な余呉荘の土地制度は概ね〈荘一郷一名〉という階層で把握することができる。

牧原は上郷の範囲を近世東野村・文室村以北と推定しており、これに従うならば、全長寺の所在地である新堂村も、桂照院の所在する椿坂村も、ともに上郷に属していることになる。とすれば、両地域の耕地は上郷の一部として名に編成されていたはずであるが、前章で指摘したように、両寺関係の売券類における名の現れ方には明らかな差異が見られる。椿坂村は山間部ではあるが、田畠がないわけではない([表1])。よって、このことは同一郷内でも名編成の程度には差異があった可能性を示唆していることになる。

一方、榎原雅治は、「上郷」の郷鎮守と思われる草岡神社の「草岡神社保管4ヶ村文書」等に残る近世の草刈場相論の史料から、上郷は余呉川中流域

の国安・池原・東野・今市の四ヶ村(したがって池原村の枝村であった新堂村もこれに含まれる)であり、余呉川上流域の椿坂・柳ヶ瀬・小谷は、これとは別に「山家三村」というまとまりを構成していたとしている^{*19}。つまり牧原説よりも上郷の範囲を限定して捉えているのである。

ただし、これはあくまで近世段階の呼称であり、中世段階で「山家三村」のような区分が存在した徴証は管見の限りない。榎原の指摘する通り、近世には国安村をはじめとする余呉川中流域の村々だけを「上郷」とする認識もたしかに確認できるが、別の近世史料では、椿坂・柳ヶ瀬・小谷も含めて「余呉荘上之郷」と認識しているケースもある^{*20}。さらに、この草刈場相論における国安村ほか四ヶ村側の主張では、椿坂をはじめとする三ヶ村は、「つきうす・本挽うす」を生産するために国安村から移り住んだ者たちが形成した「枝村」とであるとされている^{*21}。法廷での証言であるため、そのまま信じるわけにはいかないが、これは広い意味で「山家三村」も「上郷」に含まれるという認識として評価できるだろう。

このように現時点では中世段階における近世「山家三村」の所屬は確定しがたい。とはいえ、少なくとも余呉荘内、もしくはその郷内において、名編成の程度に差異があったと見られる点については認められるであろう。

この差異については、余呉川・勘定川が合流する平野部に位置した新堂村周辺と、狭隘な山間部に位置した椿坂村という立地条件の差、それによる開発の遅速に規定されたものとひとまず推測できる。

両寺の距離は7kmほどで、それほど離れているわけではない。しかし、改めて[表1]と[表2]を比較すると、ここで述べた名編成以外にも、立地条件に起因するとみられる差異がいくつか指摘できる。

例えば地積表示を見ると、[表2]では反・歩・半など一般的な表記であるのに対し、[表1]では「所」もしくは「少」である。前者は山林ではなく田畠にも用いられている。後者についても、「小」(120歩)ではなく「少」で統一されていることから、誤記ではなく、文字通り「少ない」=地積を示し得ないような狭小な一区画の意味ではないかと思われる。このことは椿坂における開発がごく小規模なものであったことを示唆する。すなわち山際の土地における棚田的な開発を想像することができるの

ではなかろうか。

さらに、[表1]では銭払いが基本であるのに対し、[表2]では米払いが中心であり、取引手段にも違いがある。近隣では著名な近江国菅浦において銭使いが長く維持されており、田畠が少なく湖水や山林の資源などをもとにした商品経済が発達していたことがその理由として指摘されている*22。椿坂に関しても、山林に軸を置いた生業が背景として想定されよう。

このように決して離れているわけではない両地域であるが、売券類からは平野部と山間部という立地条件の差異が明確に読み取れるのであり、名編成の差異は、ここから生じる開発の遅速によるものと考えて大過ないのではないと思われる。

第2節 椿坂の土地編成

名編成が行き届いていなかったとすると、椿坂周辺の土地編成はどのようになっていたのだろうか。以下述べていくように、当該地域では、全長寺周辺などで見られたような一般的な名とはやや趣の異なる土地編成が存在した形跡がある。

[史料3] 介右衛門山島寄進状 ([表1] No6)

(端裏書)「大 堂 桂昭庵
おうたうのほらの畠介右衛門寄進」

奉=永代寄進=山島之事

合畠少者、但字椿坂村、大堂のほらニ在、介右衛門之持分拔地也、万雑無=公事=

右件之山島者、雖_レ為_二介右衛門先祖_一、為_二茶園=畠=之少、仲書記之御方へ永代寄進申_レ處実正明白也、然上ハ我々子孫又ハ親類として出来候て違乱煩申_レ候ハ、時之公方又ハ地下御百姓共可_レ有_二御罪科_一候、其時一言之子細申_レ間敷候、仍為_二後日=寄進状如_レ件

于時天文五年申丙五月三日

寄進_(大)□し椿坂之介右衛門(略押)

天文5(1536)年、椿坂村の住人介右衛門が椿坂村の山島を「仲書記」すなわち桂照院開祖見龍雲仲に寄進したものである。在坪に注目すると、この山島は「介右衛門持分」の「拔地」であり、万雑公事はないとされている(傍線部)。

「拔地」とは、その耕地が名から除かれること、つまり名体制上で把握されなくなり、年貢公事を納

めない土地になることを示す*23。「拔地」になったから万雑公事はないのである。その土地が負担していた年貢公事は、通常は名に残された土地が負担していくことになる。

しかし、[史料3]では、所属元の名が記載されておらず、一見どこの名からの拔地なのかかわからない不完全な記載となっている。結論を先に言えば、傍線部前半部は「どこの名からの拔地である介右衛門の所持分」ではなく、「[介右衛門持分]からの拔地」と解釈すべきものと思われる。そしてこの「持分」こそ、新堂周辺などにおける名に相当する存在と考えられるのである。

[史料4] 介大夫田地売券([表1] No2)

(端裏書)「大 堂 桂昭庵
かうせたに下ち」

売渡下地之事

但在所ハかうし谷口ノ田也、孫衛合壺所者、門分廿八分一ノ内ノ拔地也、然間無=万雑公事=

右下地ハ依_レ有_二相論=本文書□□をわり二郎大夫か文書渡_レ處実正也、然上ハ介大夫号=子孫=違乱煩申_レ者出来候ハ、時之公方・地下御百姓中として可_レ被_レ行_二罪科_一者也、就_レ其口入人各加判上ハ後々末代之状如_レ件

太永八_(大)年三月十二日 渡主介大夫(略押)

口入宗介(略押)

彦二郎(略押)

今市二郎大夫(略押)

定使孫衛門(略押)

定使太郎兵衛(略押)

大券七郎衛門尉

善種(花押)

大永8(1528)年の田地売券である。「かうし谷」「かうせたに」の所在は不明であるが、先に明らかにした桂照院関係の売券類の傾向に鑑みるならば、椿坂周辺である可能性が高い。注目されるのは、当該田地は「孫衛門分廿八分一ノ内ノ拔地」であり、それゆえ万雑公事はないとされていることである(傍線部)。「孫衛門分」は名と同じように「廿八分一」に分割されており、さらにそこから「拔地」が行われている。ここから「孫衛門分」は名に近い性格を持つ存在であることがわかる。

これをふまえると、「史料3」の「介衛門之持分」についても、そこから「抜地」が行われるような、名に準じた存在であったと考えることができるだろう。

「全長寺文書」のなかに、永禄3(1560)年の「椿坂おこ」なる人物の置文がある*24。作者の素性も不明で難解な史料であるが、同年の「浅井新九郎殿様」=浅井長政による徳政実施を受けて、「孫衛門名六分一」の違乱があつてはならないことを確認したものである。浅井氏の徳政を示す史料としても興味深いが、ここで注目したいのは「孫右衛門名」である。その所在地は不明だが、「表2」に見えるような余呉荘の一般的な名の呼称とは趣が異なっていること、「おこ」が椿坂住人であることから、椿坂に所在している可能性が高い。

この置文も前掲の「史料4」も、文面上は桂照院・全長寺と無関係でありながら「全長寺文書」に残されている。「史料4」の端裏書もふまえると、これらは土地買得にともなう手継文書として桂照院のもとに渡ったものと推測できる。このことを勘案すると、「孫衛門分」と「孫右衛門名」は同一の存在を指している可能性がある。この推測が正しければ、「孫衛門分」は「孫(右)衛門名」とも呼ばれる場合があつたという事実が指摘できる。この点からも、ここで挙げたような「持分(分)」が、名と互換するような存在であつたことが裏付けられよう。

[史料5] 孫四郎田地売券([表1] No.9)

永代売渡申田地之事

但有所者、こうし谷之口ニあり、
同道より下ニあり、八斗之所也、
合壺所者、藤大夫分也、式斗之所あけしニあり、
これハ藤三郎持分也、同あさ
畠壺、持者弥太郎分ニてあり

右之田地者、依_レ有_二用々_一現錢五貫五百文ニ売渡
申処実正也、但子々孫々としていらんわつらい申
者候ハ、時之公方・代官・長者として可_レ有_二
御さいくわ_一候、其時一言之子細申間敷候、仍う
りけん状如_レ件

天文拾九年_癸十一月廿一日 孫四郎(花押)

桂照庵 同又次郎(略押)

まいる于時口入人赤尾免義主

天文19(1550)年、孫四郎が桂照庵に田地を売却

している。在坪の記載は少々複雑で、売却地は、①「藤大夫分」である「八斗之所」、②「藤三郎持分」である「式斗之所」、③「弥太郎分」である麻畠一所から構成されている。①②は斗代で表記されていることから、加地子得分と推測される。売却地すべてが、いずれかの「持分(分)」に属していることは注目される。

孫四郎とともに連署している又次郎は売主にも見えるが、肩に付された「同」は、赤尾免義主と同じ口入人であることを示していると思われる。赤尾氏は土豪であると考えられることから、身分差のためにこのような署判の位置になつたのではなからうか。いずれにしても、孫四郎・又次郎ともに①～③に分付けられている人名とは重ならない。したがって、孫四郎はそれぞれの「持分」に所属する耕地の一部を所持しており、その耕地自体や加地子得分権を売り渡していると理解できる。このような「持分(分)」は、作職にあたるような名の下位に位置する存在とは考えにくい。

以上の検討により、椿坂をはじめとする余呉川上流域では、耕地の名編成がなされておらず、それを代替するものとして、「〇〇持分」「〇〇分」のような百姓の名前を冠する土地編成上のまとまりが存在していたと考えられる。おそらくは編成時点の百姓の経営単位に即したものと思われる。

全長寺関係の売券類には、このような「〇〇持分」といった表記が一切確認できないことも([表2])、それらが名を代替する存在であつたことを裏付ける。

おそらく、椿坂周辺ではその立地条件から開発が遅れていたため、名編成がなされた時点では、編成すべき耕地が存在していなかつたのであろう。そしてその後の開発進展を受けて、名に準じたこのような二次的な土地編成が行われたという過程を推定しておきたい。

第3節 「持分」体制の評価——菅浦との比較——

[表3]は、試みに『余呉町誌 資料編 上・下』から「全長寺文書」以外の売券類をすべて抽出したものである*25。「小原区文書」「下丹生区文書」「(上)丹生神社文書」という三つの文書群を中心としていることがわかるが、名の現れ方には顕著な地理的偏りが確認できる(地図)。丹生郷の中心地である上丹生・下丹生では、名記載が一般的である。

〔表3〕「余呉町誌 資料編上・下」所収の売券類

No.	分類	年月日	売主・寄進主	受給者	地目	名	出典
1	寄進状	安永5(1776)/2/日	雨森弥五左衛門	洞寿院様御役者中	屋敷地		吉祥院文書
2	売券	応永27(1420)/2/9	ちふ他4名	(少原兵衛大夫)	畠		小原区文書
3	売券	応永30(1423)/2/9	すかなミの向仏他10名	(少原村)	山	すがなミの北半分	
4	売券	応永31(1424)/11/27	すかなミの東村左近	(少原治部大夫)	畠		
5	売券	応永35(1428)/2/9	すかなミの五郎三郎左近他4名	(少原村)	山	すかなミの恒未名	
6	売券	文明4(1472)/4/19	すかなミの東村の渡と口の女方二つるかわ女	(おはら源五郎)	山		
7	売券	寛文元(1660)/12/16	小原庄八	小原村惣中様・神主様	畠		
8	売券	寛文8(1667)/11/3	(小原村)	田戸村伝蔵	畠		
9	売券	延宝9(1681)/3/5	小原村介三郎	洞寿院様、正福寺様	田		
10	売券	元禄15(1702)/12/29	(五郎四郎か)	正福寺海珠和尚様	畠		
11	売券	天明12(1792)/11/10	おはらのいわまつ女・つる養女	(おはらの源三郎)	山畠		
12	売券	宝徳元(1449)/11/6	下にうの市村ノ中七	(下にうのしやうたん僧)	麻畠	国貞名	
13	売券	長禄4(1460)/11/12	下丹生宮ノ前介二郎むすめ・又二郎	(たきもと坊)	麻畠		
14	売券	文明元(1469)/11/10	下にう平九郎太夫	(忠平四郎衛門)	山	ともきた名	
15	売券	長享元(1487)/8/20	伊吹長人棲・新開五郎三郎高徳	(下丹生平九郎太夫)	山	国定名	
16	売券	明応元(1492)/11/8	下丹生いわき丸	同香了	麻畠	貞国名	
17	売券	永正2(1505)/2/2	橋本村之忠太郎	(宗祐僧)	田	重友名	
18	売券	天文8(1539)/閏6/27	神主他3名	(大梵天王)	麻畠	国貞名	
19	寄進状	天文13(1544)/9/28	已高山西尾重源	下丹生大梵天王	田		
20	売券	天正元(1573)/11/16	下丹生村宗見	同村孫太郎	田		
21	寄進状	宝永5(1708)/12/19	江州下丹生村助四郎・庄屋彦太郎	同村宮寺物部領拾式人衆	畠		
22	売券	文明3(1471)/10/21	上丹生之重友村藤四郎	(田中之弥口郎)	麻畠	重友名	城樂家文書
23	売券	文明17(1485)/3/8	にしの郷助三良	(小谷の孫四郎)	山林	国守名	
24	売券	永正2(1505)/2/13	上丹生田中村之源右衛門	(菅山寺行弥奈)	下地	末とう名	
25	寄進状	貞和3(1347)/10/3	[]	(丹生明神)	田		
26	寄進状	応安2(1369)/3/3	彦口	(当しや天神)	田		(上)丹生神社文書
27	寄進状	応永21(1414)/5/16	下丹生妙心	(上丹生天神白山)	畠		
28	寄進状	永享12(1440)/12/2	菅山寺実相坊玄重	(丹生中林寺)	下地	延安名	
29	寄進状	長禄3(1459)/3/5	上丹生道誓	(天神白山権現)	畠	延安名	
30	寄進状	文明5(1473)/4/8	山田衛門太郎大夫	(中林寺天神宮)	田	国守名	
31	寄進状	文明17(1485)/11/20	賢通房	(天神講中)	田	国守名	
32	寄進状	明応9(1500)/5/16	上丹生井くち岩千代丸・母二おとも	(天神御宮)	田	東造名	
33	寄進状	文龜4(1504)/2/6	上丹生妙林・妙心	(中林寺天神)	田	国守名	
34	寄進状	永正10(1513)/11/3	源清阿闍梨	(中林寺天神)	田	延安名 重友名 国貞名	
35	寄進状	大永3(1523)/12/13	くふの神主	(天神)	田	国守名	
36	寄進状	大永5(1525)/2/5	妙香	(天神)	屋敷地		
37	寄進状	天文2(1533)/4/5	上丹生之田中禪妙・妙心	(白山)	田	延安名	
38	寄進状	天文5(1536)/11/7	西谷ノおかめ	(丹生白山宮の淨蓮)	麻畠		
39	寄進状	天文3(1544)/10/23	妙香	(天神)	屋敷地		
40	寄進状	天文17(1548)/2/19	洞秀	(天神)	田	するミ名	
41	寄進状	天文18(1549)/12/28	洞秀	(丹生明神)	田	未達名	
42	寄進状	天文20(1551)/12/20	松正三左右衛門尉秀清	惣中	田		
43	寄進状	天文23(1554)/7/13	洞寿院是岳	(上丹生天神)	田	重友名	
44	寄進状	元龜2(1571)/12/12	中屋又衛門・同又三郎・同又二郎	—	田		
45	寄進状	元禄11(1698)/3/27	上方六左衛門	(天神)	山		
46	売券	天正16(1588)/11/26	坂口孫四郎	三屋孫介	田		布施家文書
47	売券	慶長6(1601)/閏11/19	介七	三屋孫介	田		

*「受給者」の()は、宛所ではなく本文中に受給者として現れているもの。

これに対し、同じ丹生郷でも、椿坂の東部に所在する山間部の小原(少原)の区有文書ではまとまった数の売券があるにも関わらず、まったく見られない。あるのは南隣の菅並から村として買い取った山のみである(No.3・5)。小原では「〇〇持分」といった記載は確認できないが、ここから丹生郷においても、椿坂/新堂と同様の傾向が検出できる。すなわち余呉荘内における①名編成の顕著な平野部、②名編成が行き届いていなかった山間部と一般化することが許されるであろう。

さて、以上のような分析結果と関わって注目されるのは牧原成征の論考である*26。氏はこの論考で、先にも言及した自身の成果をふまえて、中世後期の江北地域において多様な土地制度が形成された背景を探るとともに、そこから近世的土地制度へと移行していく過程を展望している。氏によれば、江北の土地制度は地理的・政治的条件によって以下のように整理できるという。

- ①平野部(坂田郡箕浦など)……戦乱の影響もあって領主的規制が弱いため、荘園制的な土地制度が解体し、耕地一筆ごとに加地子得分が全面展開する。それをもとに小領主が成長する(井戸村氏など)。
- ②山間の盆地(余呉荘上・中・下郷など)……領主的規制が強く、所領の枠組みも強く維持される。その結果荘園制的な土地制度が残存し、加地子ではなく名主得分が展開する。それをもとにやはり小領主が成長する(東野氏など)。
- ③山間部・湖畔(余呉荘丹生郷・菅浦)……得分権の展開は低位で、小領主も成長しない。地理的独立性が高いため、地下請が成立する。

氏はこのうち①こそが領域的にも生産力の面でも圧倒的であり、主要な動向であるとしたうえで、大規模な領主間戦争や太閤検地を通じて、これらは均質化していくとしている。

いま牧原の見解に全面的な再検討を加える用意はないが、本稿の分析結果をふまえると、椿坂をはじめとする余呉川上流域(余呉荘上郷北部)は③に分類されるべきであろう。さらに丹生郷に関しても、一括して③とするのではなく、山間部と平野部で分けて考える必要があると思われる。すなわち上下丹生は②、小原などの山間部は③である。本稿の成果からは、荘や郷の内部まで立ち入ってみる必要性が指摘できるだろう。

この私見が認められるとして、さしあたり注目しておきたいのは、椿坂が著名な菅浦と同じ分類に属する点である。菅浦に関しては、近年では事例としての特異性が強調され、いわゆる「惣村」の典型とは捉えられないことが指摘されている*27。とすれば、菅浦の性格を見極めるための比較材料たり得るという点で、椿坂は重要な事例であると言えよう。

下村效によって、菅浦では整然とした「畝」制が早くも応永年間半ばには構築されていることが指摘されている*28。これは比較的早期から畝の使用が確認できる近江国においても突出した事例であるとされる。一方、田中克行によれば、菅浦にも「名(名地)」が存在したという。ただしそれは荘園制的な名体制ではなく、公方年貢や公事銭の負担義務を課された土地に対する菅浦独自の呼称であった。地下請の主体である惣によって把握され、売買や惣による宛行が行われていた。「拔地」に相当する処理も一件のみであるが確認されている。さらに氏は、名体制の残存する大浦荘や余呉荘と比較して、これを荘園として立券されなかった菅浦の特徴として評価している*29。

このように、立荘手続きを経ず、半島先端部に所在した狭隘な菅浦においては、村によって構築された独自の土地制度が存在していた。一方で、その際にも名体制＝荘園制的な土地制度が意識されていた点には注意を要する。

本稿で取り上げた椿坂においても、同様に名体制とは異なる独自の土地制度が構築されていた。このような共通性は、平野が少ない山間部や湖畔という類似する立地条件によるものと評価することができるだろう*30。田中は菅浦の特徴を浮き彫りにするための比較対照として大浦荘とともに余呉荘にも言及しているが、余呉荘内部にまで分け入って観察すれば、むしろ菅浦と近似するあり方を示すエリアも見出すことができるのである。

とはいえ、椿坂の場合、分割売買や拔地など、名に準じる機能がより顕著に確認でき、菅浦に較べればその独自性は限定的である。それは同地が曲がりなりにも余呉荘という荘園の領域に含まれていたことに起因すると思われる。さらに、余呉荘は一貫して強い領主的規制のもとにあったとする牧原の見解をふまえれば*31、おそらく「持分」体制の編成主体は、在地側というよりも領主側であったのではないかと思われる。そうした政治的条件の違いが、こ

のような偏差を生じさせたものとひとまずは評価しておきたい。

おわりに

本稿では「全長寺文書」を素材として、近江国余呉荘における土地制度について検討を加えた。「全長寺文書」が桂照院・全長寺両寺に残された複合文書であるという特徴を活かし、両寺が立地する椿坂・新堂両地域の耕地編成の比較分析を行った。以下本稿で述べたことをまとめておく。

- ①「全長寺文書」の過半を占める売券類を分類すると、桂照院関係・全長寺関係に大別することができる。これを分析すると、桂照院・全長寺はそれぞれが所在する椿坂・新堂周辺の土地を集積していたことがわかる。
- ②両者を比較すると、全長寺関係のものでは在坪に名記載があるのが一般的であるのに対し、桂照院関係では一切見られず、代わりに「〇〇持分」のような人名を冠した名に準じた土地編成の記載が確認できる。
- ③このことから、平野部で早期に開発が進められたと思われる新堂周辺では名編成がなされていたのに対し、余呉荘北端に位置する山間部の椿坂では開発が遅れたために名編成が及んでおらず、ある段階で名に相当する土地編成としてこの「持分」体制が敷かれることになったという過程が想定できる。

もとより本稿は限られた範囲の検討に過ぎず、対象を拡大してさらなる分析を加えていく必要がある。今後の課題としたい。

注

- * 1 「全長寺文書」(余呉町誌編さん委員会編『余呉町誌 資料編 下巻』余呉町町役場、1989年)。以下「全長寺文書」は同書の文書番号により引用する。ただし、滋賀県立大学架蔵の写真帳及び原本の実見により、適宜翻刻を修正している。なお、2022年5月19日に実施した筆者の調査によれば、同寺には未紹介の近世・近代文書が相当数残されている。その紹介・分析については他日を期したい。
- * 2 余呉町誌編さん委員会編『余呉町誌 通史編 上巻』(余呉町町役場、1991年)266～268頁。
- * 3 余呉町教育委員会編『余呉三山』(余呉町教育委員会、2000年)。なお「余呉三山」とは同地に所在する洞寿院・菅山寺・全長寺を指す。
- * 4 「全長寺文書」第50号。
- * 5 「全長寺文書」第1号。
- * 6 「全長寺文書」第10号。
- * 7 前掲注(2)『余呉町誌 通史編 上巻』352～357頁。
- * 8 馬部隆弘「椿井政隆による偽文書創作活動の展開」(同著『由緒・偽文書と地域社会—北河内を中心に—』勉誠出版、2019年、初出2008年)。
- * 9 広瀬良弘「禅宗の教団運営と輪住制—加賀仏陀寺・越前竜沢寺の場合」(今枝愛真編『禅宗の諸問題』雄山閣、1979年)。
- * 10 「全長寺文書」第27・30・32・46号。
- * 11 「全長寺文書」第27号。
- * 12 宮島敬一「中世後期の名と村落—近江国伊香郡余呉庄丹生郷を中心として」(『駿台史学』第62号、1984年)。田中克行「地下請と年貢収取秩序 近江国菅浦の場合」(同著『中世の惣村と文書』山川出版社、1998年、初出1995年)。牧原成征「戦国・織豊期の土地制度と「小領主」—近江国余呉庄東野家を事例として」(同著『近世の土地制度と在地社会』東京大学出版会、2004年、初出2001年)。
- * 13 「全長寺文書」第18・40号。
- * 14 『角川日本地名大辞典25 滋賀県』(角川書店、1979年)。
- * 15 同上。
- * 16 「全長寺文書」第35号。
- * 17 前掲注(12)牧原論文。
- * 18 前掲注(12)宮島論文。
- * 19 榎原雅治「東野文書と東野氏」(同編『中世村落史料の史料学的研究』(1998～2000年度科学研究費補助金基盤研究B(2)研究成果報告書)2000年)。

- * 20 年未詳「余呉庄上之郷入木千束割之覚」(「国安区有文書」(前掲注(1)『余呉町誌 資料編 下巻』))。
- * 21 寛文元(1661)年10月日付「古古申伝候覚」(「草岡神社保管四ヶ村文書」(前掲注(1)『余呉町誌 資料編 下巻』))。同三年五月一四日付「昔之御証文、同山家三ヶ村之もの共誓紙仕候ニ付、いにしへ申伝候覚」(同前)。なお、山野相論の詳細については、さしあたり前掲注(2)『余呉町誌 通史編 上巻』363～373頁。
- * 22 浦長瀬隆「一六世紀後半近江国菅浦における取引手段の変化」(同著『中近世日本貨幣流通史—取引手段の変化と要因』2001年、初出1983年)。高木久史「交通集中心に生まれた近世的銭統合の萌芽—近江の状況(一)」(同著『近世の開幕と貨幣統合—三貨制度への道程』思文閣出版、2017年、初出2014年)。
- * 23 前掲注(2)宮島論文。
- * 24 「全長寺文書」第21号。
- * 25 ただし同書には取載されていない文書群も多いため、あくまで参考に留めるべきものである。
- * 26 牧原成征「中・近世移行期をどうとらえるか—江北の土地制度を中心に」(同著『日本近世の秩序形成—村落・都市・身分』2022年、初出2011年)。
- * 27 似島雄一「戦国期惣村の生産・商業・財政—菅浦と浅井氏・竹生島」(同著『中世の荘園経営と惣村』吉川弘文館、2018年、初出2015年)。橋本道範「消費論からみた中世菅浦」(『史学雑誌』第129編第6号、2020年)。この点については拙著『中世後期の京郊荘園村落』(吉川弘文館、2021年)終章も参照。
- * 28 下村效「太閤検地の丈量、畝制の成立」(同著『日本中世の法と経済』続群書類従完成会、1998年、初出1986年)。
- * 29 前掲注(2)田中論文。
- * 30 この点、近年提起された「山村」としての菅浦論は、両事例の共通性を考えるうえで注目される(前掲注(2)橋本論文)。
- * 31 前掲注(2)牧原論文。

[付記]

「全長寺文書」の調査にあたっては、同寺御住職の平家芳雄氏より各別のご高配を賜った。記して厚く感謝申し上げる。